

10月7日 13時より 荒川に不法係留船舶防止のため 看板を設置します

県北地域河川等船舶利用適正化協議会は荒川水系の不法係留船舶に対し地元関係者立ち会いのもと、係留禁止看板を設置します。

- ◆日 時：平成20年10月7日(火) 13時より
- ◆設置箇所：村上市海老江地区、塩谷地区
- ◆設置開始場所：海老江大橋(海老江地先の国道345号)下付近乙大日川より



県北地域河川等船舶利用適正化協議会
設立：平成19年2月
構成：国、県、関係自治体、漁業関係者
目的：県北地域（聖籠町から村上市を対象）の河川並びに周辺海岸・海域における船舶の利用について、不法係留・放置船舶及びマリーナの整備等の現状を踏まえ利用の適正化を図る。
事務局：新発田地域振興局・村上地域振興局・羽越河川国道事務所

同時発表記者クラブ

新潟県政・新潟県記者クラブ
毎日新聞（新発田通信部）
新潟日報（村上支局）
村上新聞社
いわふね新聞社

問い合わせ先



県北地域河川等船舶利用適正化協議会
事務局
（担当）
羽越河川国道事務所
副所長 白井
TEL：0254-62-3211(代)